

~制度調査部情報~

2007年1月23日 全2頁

官製談合防止法

制度調査部堀内勇世

ちょっとキーワード9

【要約】

国土交通省発注の水門工事をめぐる談合事件で、公正取引委員会は官製談合防止法を適用する方針である旨が報道された。

ここでは、官製談合防止法とはどのようなものかにつき、簡単に説明する。

「官製談合防止法」とは?

国・地方公共団体等の発注機関の職員に入札談合等に関与する行為、例えば公表されていない入札予 定価格を漏らすなどの行為があった場合に、その関与行為を排除するための行政上の措置などを規定 している法律。

<正式名称>

執筆時点の正式名称は、「**入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律**」である。公正取引委員会の解説資料等では、「入札談合等関与行為防止法」と略して呼ばれている。

なお、後述する 2006 年(平成 18 年) 12 月の改正(執筆時点では未施行)により、正式名称が「入 札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する 法律」に変更される。

<法律の成立>

2001年(平成13年)に与党3党で「与党入札談合の防止に関するプロジェクトチーム」が設置され、検討が進められ、最終的には議員立法の形式で立法化された。

2002年(平成14年) 6月11日	議員立法として国会に提出
7月24日	成立
7月31日	公布
2003年(平成15年) 1月6日	施行

<主な改正>

2006年(平成 18年)12月8日に、「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、改正が行われている。

なお、この**改正の施行日**は、**公布日**(2006年12月15日)から**3ヶ月以内の政令で定める日**とされている(施行日を定める政令は、執筆段階では公布されていない。)。

この改正により、正式名称が変わることは前述のとおり。その他の改正については後述。

<概略>

入札談合等関与行為(発注機関の職員が事業者に対して入札談合を行うことを指示したり、公表されていない入札予定価格を漏らしたりなど、入札談合等に対して発注機関の職員が関与すること)があった場合に、公正取引委員会は発注機関に必要な改善措置を要求することできるとされ、要求を受けた発注機関は自ら事実関係を調査し、必要とされる改善措置を講じなければならないとされている。

また、入札談合等関与行為を行った**職員に対して**、発注機関は一定の場合には**損害賠償請求**をしなければならないなどとされている。

2006 年 12 月の改正(執筆時点では未施行)により、入札談合等関与行為を行った職員に対する損害賠償の請求等に係る調査結果の公表の義務付けや、国等の職員による入札等の公正を害すべき行為についての**罰則の創設**などが行われた。

<参照 HP 等(執筆時)>

2006年12月の改正前の官製談合防止法に関する公正取引委員会の作成資料 http://www.jftc.go.jp/kansei/index.htm

2006年12月の改正に関する衆議院 HP 掲載の資料

http://www.shugiin.go.jp/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/g16401007.htm

